

愛知教育大学 I C T 教育基盤センターサーバレンタルサービス利用要領

(2010年11月19日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知教育大学 I C T 教育基盤センターサーバレンタルサービス（以下「サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(サービスの内容)

第2条 このサービスは、愛知教育大学（以下「本学」という。）における情報発信及び教育研究のための支援として、Webサーバ機能及び仮想マシンを貸与するものであり、Webサーバレンタルサービスと仮想マシンレンタルサービスがある。

(1) Webサーバレンタルサービスとは、事前にOSやWebサーバソフトウェアがインストールされており、ユーザがファイル転送プロトコルを使ってHTMLによる静的なWebサイトを構築できるサービスをいう。

(2) 仮想マシンレンタルサービスとは、事前にOSやソフトウェアはインストールされており、ユーザは貸与されたディスク領域に様々なサーバを構築できるサービスをいう。

(申請・利用の資格)

第3条 このサービスを申請・利用できる者は、次の各号に掲げる組織の代表者（以下「運営責任者」という。）とする。

- (1) 各講座・教育組織（学内プロジェクト等を含む）
- (2) 各課
- (3) 各委員会（専門委員会、WG等を含む）
- (4) 各附属学校
- (5) 各センター
- (6) その他 I C T 教育基盤センター長が適当と認めた組織

(利用の申請)

第4条 このサービスを受けようとする運営責任者は、サーバレンタルサービス利用申請書（別紙様式）を I C T 教育基盤センター長に提出し、承認を得なければならない。

(技術責任者)

第5条 運営責任者は、サービスの運営にあたり、技術的実務に精通した本学職員を技術責任者として置かなければならない。

(容量制限)

第6条 原則として、Webサーバレンタルサービスは、一組織あたりの上限容量を1GBとする。仮想マシンレンタルサービスは、1件あたりのディスク容量を50GB、CPUを2コア、メモリを4GBとする。なお、業務上必要な場合には、I C T 教育基盤センターと協議のうえ上限容量を増やすことができる。

(サービスの停止)

第7条 I C T 教育基盤センターは、次の各号のいずれかに該当する場合、サービスの一部又はすべてを停止することができる。

- (1) I C T 教育基盤センターが必要とする保守、点検及び整備を行う場合
- (2) I C T 教育基盤センターがコンピュータウイルス感染防止の手段として、サーバ及び周辺設備の停止が必要と判断した場合
- (3) その他、I C T 教育基盤センターが停止する必要があると判断した場合

(責任の範囲)

第8条 サービスの利用に関する責任は、利用者が負うものとする。

2 ICT教育基盤センターは、レンタルサービスでディスクに保存されているイメージ・データ等については保証しない。

附 則

この要領は、2010年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、2012年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、2015年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、2016年4月1日から施行する。

[\(別紙様式\)](#)

[\(別紙様式\)](#) [\(PDF\)](#)

(別紙様式)

サーバレンタルサービス利用申請書

ICT教育基盤センター長 殿

下記のとおり、サーバレンタルサービスの利用を申請します。

記

申請年月日： 年 月 日

【運営責任者】

所属：

職名：

氏名：

内線：

電子メールアドレス：

【技術責任者】

所属：

職名：

氏名：

内線：

電子メールアドレス：

【申請内容】

申請区分（新規・変更・取消）：

サービスの種類（Webサーバ・仮想マシン）：

組織の名称：

利用目的：

*Webサーバの場合のみ

サブドメイン(新規の場合は希望サブドメイン)：

連絡事項等：